



会員各位

定時総会の終了について

平成27年5月22日(金)13時から城山観光ホテル「飛鳥」にて平成27年度定時総会が開催されました。下記の議案がすべて可決されました。代議員の皆様有難うございました。今後とも皆様の業務に資する会務を行って参りますので、宜しくお願い致します。

[記]

- 平成27年度本会定時総会にて原案通り可決された議案

第1号議案

- 平成26年度事業報告について
- 平成26年度収支決算報告及び監査報告について
- 平成27年度事業計画について
- 平成27年度収支予算について

第2号議案

本会会則の改正について

① 会則第23条関係

改正前	改正後
第23条 本会に次の役員を置く (1) 会長 1人 (2) 副会長 3人以内 (3) 理事 10人以上20人以内 (4) 監事 3人以内	第23条 本会に次の役員を置く (1) 会長 1人 (2) 副会長 3人以内 (3) 理事 10人以上22人以内 (4) 監事 3人以内

② 役員・委員選任規則(規則ですが、改正に当たっては総会議決が必要となります。)

改正前	改正後
第3条 (略) 2 総会において選任する役員・委員の員数は次のとおりとする。 (1) 理事 10人以上20人以内 (略)	第3条 (略) 2 総会において選任する役員・委員の員数は次のとおりとする。 (2) 理事 10人以上22人以内 (略)
第33条 (略) 2 選考委員会は、その指名を重視しなければならぬ。	第33条 (略) 2 選考委員会は、その指名を重視し、 <u>同じ支部から2人以上の理事の選考を避けなければならない。</u>

<使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません>

<戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません>

<作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています>

<鹿児島県暴力排除の条例を遵守します>

③会則第3条関係

改正前	改正後
<p>第3条 (略) <u>(17) その他本会の目的を達成するために必要に事項。</u></p>	<p>第3条 (略) <u>(17) 官公署からの受託事業に関すること。</u>(加入) <u>(18) その他本会の目的を達成するために必要に事項。</u></p>

③ 会則56条、58条関係

改正前	改正後
<p>第56条 企画開発部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (略) <u>(3) 報酬額の調査研究及び基準算定に関する事項。</u></p>	<p>第56条 企画開発部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (略) (3) 報酬額の調査研究。(以下削除)</p>
<p>第58条 第1業務部、第2業務部及び第3業務部においては、それぞれ規則で定める業務の範囲内において、次に掲げる事務をつかさどる。 (略) <u>(5) 報酬基準の適切な運用のための調査に関する事項。</u> (略)</p>	<p>第58条 第1業務部、第2業務部及び第3業務部においては、それぞれ規則で定める業務の範囲内において、次に掲げる事務をつかさどる。 (略) (5) 削除 <現行の(5)の内容を削除し、(6)以下を繰り上げ> (略)</p>

第3号議案

役員等の改選について

※下表の通り決定しました。

(敬称略)

理事 22名
青手木良次(鹿児島第1)、横山功(鹿児島第2)、森田純弘(鹿児島第3)、村場哲也(鹿児島第4)、長濱常男(鹿児島第5)、橋口修治(日置)、坂口一彦(串木野)、平野謙二(川薩地区)、内園正昭(出水)、中村和博(伊佐)、高野俊明(始良)、出田教秀(霧島)、津曲博明(曾於)、南眞太郎(志布志)、永吉廣之(鹿屋地区)、前原五男(指宿)、内田幸作(南薩)、多々崎登(種子島)、内山正一郎(奄美大島)、名越静雄(徳之島)、今井守夫(喜界)、平山浩蔵(沖永良部)
監事 2名
野村明生(奄美大島)、江平光男(鹿児島第4)
綱紀委員 7名
吉見文一(鹿児島第5)、内村千尋(霧島)、森本和好(出水)、上村邦典(鹿児島第1)、前屋寿寛(串木野)、坂元達治(始良)、大里健太郎(鹿児島第3)
監察委員 10名
中森仁(鹿児島第1)、田畑晃(川薩地区)、落合浩(出水)、畝地道博(霧島)、井之上美智代(串木野)、山口俊郎(鹿児島第5)、末田秋弘(始良)、中西美喜子(鹿屋地区)、松木場章博(鹿児島第4)、宮原義則(鹿児島第2)